

日本ソフトウェア科学会 著作権規定

(2011年1月13日制定, 4月1日より施行)

第1条 (目的)

日本ソフトウェア科学会 (以下「本会」という) が発行する出版物の著作権の取り扱いを定めるため, 著作権規定 (以下「本規定」という) を設ける.

第2条 (著作権譲渡)

本会出版規定第2条に規定する出版物に投稿される著作物 (以下「投稿著作物」という) のうち下記に掲げるものの国内外における一切の著作権は原則として, 最終原稿が本会に投稿された時点より本会に帰属するものとする.

- (a) 「コンピュータソフトウェア」
- (e) 研究会資料のうち, 該当研究会が著作権譲渡と定めたもの
- (f) チュートリアル, セミナーのテキスト・資料で, その開催のために作成し, 参加者に配布ないしはWeb掲載されるもののうち, 該当責任編集母体が著作権譲渡と定めたもの
- (g) その他の出版物のうち, 該当責任編集母体が著作権譲渡と定めたもの

2 前項にかかわらず, 特別な事情により前項の原則が適用できない場合, 投稿著作物の著作者又は投稿者 (以下「著作者等」という) は原則最初の投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出なければならない. この場合の著作権の取扱いは著作者等と本会との協議により決定する. また最初の投稿時に著作者等が文書により申出できない場合であって前項規定の原則の適用ができない場合についても, 著作権の取扱いは同様とする.

3 第1項にかかわらず, 投稿著作物が本会出版物に掲載されないことが決定された場合, その後投稿著作物の著作権は本会から著作者等に返還する.

第3条 (著作物の利用許諾)

著作者等は, 投稿著作物のうち下記に掲げるものについては原則として, 最終原稿が本会に投稿された時点より, 本会に対し投稿著作物を利用する権利を許諾したものとする.

- (b) 大会論文集
- (c) チュートリアル, セミナーのテキスト・資料で, その開催のために作成し, 参加者に配布ないしはWeb掲載されるもの

- (d) 理事会が承認した出版企画に基づき、理事会の承認を経て編成された編集委員会により編集・作成された書籍
- (e) 研究会資料
- (f) チュートリアル，セミナーのテキスト・資料で，その開催のために作成し，参加者に配布ないしはW e b掲載されるもの
- (g) その他の出版物

2 前項における「利用する権利」とは，著作権法21条ないし28条に規定されている権利のうち著作者等が同意した権利をさし，本会は，本会定款第4条に掲げる事業の目的の範囲内に限り利用できるものとする。また当該利用許諾は無償であり，かつ非独占的なものとする。

3 特別な事情により第1項の原則が適用できない場合，著作権の取扱いについては著作者等と本会との間で協議の上決定する。

4 第1項にかかわらず，投稿著作物が本会出版物に掲載されないことが決定された場合，投稿著作物の本会への利用許諾はその後消滅する。

第4条（著作者人格権）

投稿著作物の著作者は，本会が以下各号に掲げる行為を行う場合において，本会又は本会が許諾する者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 投稿著作物を翻訳又はこれに伴う改変を行い，公表する行為
- (2) 投稿著作物を電子的配布に伴う改変をし，公表する行為
- (3) 投稿著作物のアブストラクトのみ抽出し，公表する行為
- (4) 投稿著作物を法令その他の理由につき改変し，公表する行為

第5条（第三者への委託）

本会は出版等を本会監督の下，第三者に委託する場合があります，著作者等はこれに承諾するものとする。

第6条（著作者等の権利）

第2条の規定により本会に著作権が帰属する投稿著作物を，著作者等自身は本規定に定

める限りにおいて利用することができ、本会はこれに合意するものとする。

2 前項の規定により著作者等が投稿著作物を利用しようとする場合、著作者等は本会にその旨の事前の申出を行った上、本会の指示がある場合はその指示に従うこととし、利用された複製物あるいは著作物（以下「複製著作物」という）中に本会の出版物にかかる出典を明記することとする。

3 複製著作物が、原投稿著作物を25%以上変更したものである場合は、前項を適用しないものとする。また、本条4項にかかわる利用に関しても同様とする。

4 第2条の規定により本会に著作権が帰属する投稿著作物の著作者等は、投稿著作物について本会の出版物発行前後にかかわらず、著作者等自身のWebサイト（著作者等所属組織のサイトを含む。以下同じ。）において自ら創作した投稿著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して本会の出版物にかかる出典（当該出版物が発行された場合）及び利用上の注意事項**を明記しなければならない。

第7条（著作権侵害及び紛争処理）

第2条の規定により本会に著作権が帰属する投稿著作物について、第三者による著作権侵害又は侵害の疑いのある行為があった場合、本会と著作者等が対応について協議し、解決を図るものとする。

2 投稿著作物が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該問題を発生させた投稿著作物の著作者等が損害賠償等の一切の責任を負う。

第8条（本会の解散）

本会が解散し、別の団体又は法人（以下「承継団体」という）が本会の事業を承継した場合、第2条の規定により本会に帰属する投稿著作物の著作権は、理事会と総会の4分の3以上の承認を得た場合は、承継団体が承継することとする。第3条の規定により本会が許諾を受けた、投稿著作物を利用する権利についても同様とする。

第9条（発効期日）

本規定は平成21年4月1日に遡って有効とする。なお、平成21年4月1日より前の投稿著作物についても、著作者等から別段の申し出があり、本会が当該申し出について正

当な事由があると認められた場合を除き、本規定に従い取り扱うものとする。

第10条（本規定の改定）

本会は、理事会の承認を得ることにより本規定の内容を変更することができる。この場合、変更後の本規定を本会のWEBサイトに掲載するものとし、その効力は掲載時点から発生するものとする。

**利用上の注意事項の例：

ここに掲載した著作物の利用に関する注意 本著作物の著作権は日本ソフトウェア科学会に帰属します。本著作物は著作権者である日本ソフトウェア科学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。

Notice for the use of this material: The copyright of this material is retained by the Japan Society for Software Science and Technology (JSSST). This material is published on this web site with the agreement of the JSSST. Please be complied with Copyright Law of Japan if any users wish to reproduce, make derivative work, distribute or make available to the public any part or whole thereof.